

**「ロジスティード健康保険組合及び健康保険組合連合会が共同で  
実施する高額医療給付に関する交付金交付事業」について**

**① 健保連との高額事業の共同実施について**

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から健保組合に交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、健保組合は診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）のコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」を健保連・組合財政支援グループに提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

**② 共同利用する個人データの項目について**

前項の「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、請求金額が1千万円以上のレセプトについては、レセプト記載データの全ての項目

**③ 共同利用者**

- ・ロジスティード健康保険組合 職員
- ・健康保険組合連合会 組合財政支援グループ 担当者
- ・業務委託先 公益財団法人日本生産性本部 情報システム事業部及び協力会社

**④ 共同利用目的**

当健保組合においては、高額事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健康保険組合連合会・組合財政支援グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

**⑤ データ管理責任者名の氏名または名称**

- ・ロジスティード健康保険組合 常務理事
- ・健康保険組合連合会 組合財政支援グループグループマネージャー

**「各種人間ドック検診」について**

**〔利用目的〕**

当健保組合は、健康保険組合連合会が実施する各種人間ドック共同事業に参画し、受診した被保険者及び被扶養者の健診結果に基づいて、保健指導等を行います。